

第2期計画策定に係る今後のスケジュール（案）

| | | |
|----|----|---|
| R5 | 1月 | 第2回大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議 【議題：第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案）について（意見聴取）】 ↓ 第2期計画（案）を確定 |
| | 2月 | パブリックコメント |
| | 3月 | 第2回大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部会議（予定） 【議題：第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案）について（報告等）】 ↓ 第2期計画策定 |

＜参考＞ 大阪府ギャンブル等依存症対策条例

第十二条 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部

ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という）を置く。

第十三条 本部の所掌事務

- 1 ギャンブル等依存症対策推進計画案の作成及び実施の推進に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴かなくてはならない。
 - 一 ギャンブル等依存症対策推進計画の案を作成しようとするとき。